議案第４号

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１３日提出

大網白里市長　　金　坂　　昌　典

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第５２条」を「―第５２条」に改める。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第４項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第１２条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第１３条第４項第３号ア(ｱ)中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(ｲ)中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「イ」を「このイ」に改め、同号イ(ｱ)中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(ｲ)中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第３項に規定する選考の方法」を加える。

第２２条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第２５条中「第２７条の２第１項各号、」の次に「学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する」を加え、「学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第２８条第２項」を「同法第２８条第２項」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む」を「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育

認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く」を「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第３７条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「同項」を「前２項」に改め、同項を同条第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認

定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「特定地域型保育事業者」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第１１項及び第１２項において同じ。)」を、「により特定地域型保育」の次に「(満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。)」を、「その他の」の次に「法第１９条第３号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第７項中「ものに限る。)」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第１１項を第１２項とし、第８項から第１０項までを１項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の１項を加える。

８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第４６条第７号中「第３９条第２項に規定する選考方法」を「第３９条第２項及び第３項に規定する選考の方法」に改める。

第４７条第１項及び第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４８条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に改め、「地域型保

育給付費」と」の次に「、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号)」とあるのは「各号」と」を加える。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「この章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「次条第３項において」を「第５２条第３項において」に改め、「以下この章」の次に「(第４３条第１項を除く。)」を加え、「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども」に改め、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第５１条の次に次の１条を加える。

第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基

準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第２号に

掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「前条第１項」を「第５１条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。